

# 『魏書』 釈老志における北魏の廢仏について

春 本 秀 雄

## 一 叙

塚本善隆先生の『魏書釈老志の研究 第二 訳註篇』（塚本善隆著作集第一巻 大東出版社 一九七四年（昭和四十九））の六四頁の凡例に、

元来、本書でわたくしの意図するところは、「釈老志」が中国宗教史の、特に仏教史の史料としてどれほどに役立てうるかを示してみようとしたもので、「釈老志」の厳密な校訂本の製作は、他日に期するか、別の学者に期待したい。

とある。それに、同書の三三九頁に、

老部の註解は簡略である。わたくしの学力の及ばざる所、福井康順博士の訳注が横超慧日編『北魏仏教の研究』（昭和四十五年 平楽寺書店刊）に収められてあり、また詳細な研究が博士の『道教史研究』に準備されつつあると聞き、之に期待すること大である。

とある。塚本先生は、『魏書』釈老志を「仏教史の史料として」研究をなされているが、釈老志の「老部」に関しては「わ

たくしの学力の及ばざる所」として「老部」の註解は「簡略」にせざるを得ないとしている。

北魏の廢仏について、塚本先生は、『魏書』積老志を「仏教史の史料として」の側面からの研究をしているが、本来の北魏の廢仏に關しての実態は、仏教の側面からだけではなくて、道教へ寇謙之（三六五〜四四八）の思想を太武帝（四〇八〜四五二）はどのように理解をしていたのかや儒教へ中国思想史における謠言・図讖についての理解の側面からも総合的に考究しなければ、その実態を解明することは不可能であると筆者は考えている。

結論的に、筆者は、北魏の廢仏は図讖禁絶が「主」で廢仏が「従」の關係の上に廢仏が行われたのであると考えている。しかし、従来、日本の研究においては、定説として、塚本先生の研究成果があり、廢仏の中心人物は崔浩であるとされている。塚本先生の註注された『魏書』積老志の資料を中心に考えれば、塚本先生の結論である「崔浩が廢仏の中心人物である」を肯定することは可能であるとは考えている。しかしながら、太武帝、崔浩（三八一〜四五〇）、寇謙之の思想を明確にしなから北魏の廢仏の考察してみると、塚本先生の「崔浩が廢仏の中心人物である」と考えることは問題がある。この点について、筆者の説と塚本先生の説との相違について、『魏書』積老志における北魏の廢仏についての記述をもとに、ここに考察をしてみたい。

## 二 『魏書』積老志における北魏の廢仏

『魏書』積老志では北魏の廢仏はどのように記述されているのであろうか。ここに明確にしてみたい。第一回目の廢仏は太延四年（四三八）元嘉十五年三月である。『魏書』積老志には次のようにある。

太延中、涼州平、徙其國人於京邑、沙門佛事皆俱東、象教彌増矣。尋以沙門衆多、詔罷年五十已下者。（太延中、涼州、平げ、其の國の人を京邑に徙し、沙門、仏事、皆ともに東し、象教いよいよ増す。尋ぬるに沙門の衆多を

以つて、詔して年五十已下の者を罷<sup>す</sup>ず。」

とある。これは、『魏書』卷四上、世祖紀第四上には、「(太延四年) 癸未、罷沙門五十已下。」「(資治通鑑) 卷百二十三、宋紀五、文帝元嘉十五年には、「(元嘉十五年) 三月、癸未、魏主詔罷沙門年五十以下者。(胡三省注…以其強壯、罷使為民、以從征役) (元嘉十五年) 三月、癸未、魏主詔して、沙門の年、五十以下者を罷す。(胡三省注…其の強壯を以つて、罷して、民と為さしめ、以つて征役に従わす。)」とある。このように、第一回目の廢仏については、『魏書』 卷四上、世祖紀第四上、『資治通鑑』 卷百二十三、宋紀五、文帝元嘉十五年と内容的に齟齬するものはない。

第二回目は、この第一回目の廢仏の六年後の太平真君五年(四四四) 正月である。『魏書』 卷四上、世祖紀第四上には、「(太延四年) 癸未、罷沙門五十已下。」「(資治通鑑) 卷百二十三、宋紀五、文帝元嘉十五年には、「(元嘉十五年) 三月、癸未、魏主詔罷沙門年五十以下者。(胡三省注…以其強壯、罷使為民、以從征役) (元嘉十五年) 三月、癸未、魏主詔して、沙門の年、五十以下者を罷す。(胡三省注…其の強壯を以つて、罷して、民と為さしめ、以つて征役に従わす。)」とある。このように、第一回目の廢仏については、『魏書』 卷四上、世祖紀第四上、『資治通鑑』 卷百二十三、宋紀五、文帝元嘉十五年と内容的に齟齬するものはない。

世祖即位、富於春秋。既而銳志武功、每以平定禍亂爲先。雖歸宗佛法、敬重沙門、而未存覽經教、深求緣報之意。及得寇謙之道、帝以清淨無爲、有仙化之證、遂信行其術。時司徒崔浩、博學多聞、帝每訪以大事。浩奉謙之道、尤不信佛、與帝言、數加非毀、常謂虛誕、爲世費害。帝以其辯博、頗信之。會蓋吳反杏城、關中騷動、帝乃西伐、至於長安。先是、長安沙門種麥寺內、御騶牧馬於麥中、帝入觀馬。沙門飲從官酒、從官入其便室、見大有弓矢矛盾、出以奏聞。帝怒曰、「此非沙門所用、當與蓋吳通謀、規害人耳。」命有司案誅一寺、閱其財產、大得釀酒具及州郡牧守富人所寄藏物、蓋以萬計。又爲屈室、與貴室女私行淫亂。帝既忿沙門非法、浩時從行、因進其說。詔誅長安沙門、焚破佛像、敕留臺下四方、令一依長安行事。又詔曰、「彼沙門者、假西戎虛誕、妄生妖孽、非所以一齊政化、布淳德於天下也。自王公已下、有私養沙門者、皆送官曹、不得隱匿。限今年二月十五日、過期不出、沙門身死、容止者誅一門。」(世祖、即位して、春秋の富む。既に志を武功に鋭くして、毎に禍亂を平定するを以つて先と爲す。仏法に帰宗し、沙門を敬重すと雖も、未だ經教を覽、深く緣報の意を求むるに存せず。寇謙之の道を得るに及び、帝、清淨無爲を以つて、仙化の證あり、遂に其の術を信行す。時に司徒、崔浩、博學多聞にして、帝、毎に訪ぬるに大事を以つてす。浩、謙之の道を奉じ、尤も仏を信ぜず、帝と言ふに、數しば非毀を加へ、常に虚誕にして、

世の費害を為すことを謂ふ。帝、其の弁博を以つて、頗るこれを信す。会たま蓋吳、杏城に反し、関中騷動し、帝、乃ち西伐し、長安に至る。これより先、長安の沙門、麥を寺内に種まき、御駟、馬を麥中に牧し、帝、入りて馬を觀る。沙門、從官に酒を飲ましめ、從官、其の便室に入りて、大いに有弓矢・矛盾あるを見、出でて以つて聞かを奏す。帝、怒りて曰はく、「此れは沙門の用ふる所に非ず、まさに蓋吳と通謀して、規りて人を害するのみ」。有司に命じて、案ずるに一寺を誅し、其の財産を聞するに、大いに釀酒の具、及び、州郡の牧守・富人の寄藏する所の物を得、蓋し萬計を以つてす。又た屈室たるは、貴室の女と私かに淫乱を行ふ。帝、既に沙門の非法を忿り、浩、時に從行して、因りて其の説を進む。詔して長安の沙門を誅し、仏像を焚破し、留臺に勅して、四方に下し、一つばら長安の行事に依ら令む。また詔して曰はく、「彼の沙門は、西戎の虚誕を仮にして、妖孽を妄生し、政化を一斉にして、淳徳を天下に布く所以に非ざる也。王公より已下、私に沙門を私養する者は、皆な官曹に送り、容匿を得ず。今年二月十五日を限りとして、期を過ぎ出ださざるは、沙門の身、死し、容止する者は一門を誅す。」と。<sup>(6)</sup>

とある。これは、『魏書』卷四下、世祖紀第四下には、「戊申、詔曰、愚民無識、信惑妖邪、私養師巫、挾蔵讖記、陰陽、凶緯、方伎之書、又沙門之徒、假西戎虚誕、生致妖孽。非所以壹齊政化、布淳徳於天下也、自王公已下至於庶人、有私養沙門、師巫及金銀工巧之人在其家者、皆遣詣官曹、不得容匿。限今年二月十五日、過期不出、師巫、沙門身死、主人門誅。明相宣告、咸使聞知。」(戊申、詔して曰はく、愚民、識無く、妖邪を信惑し、私かに師巫を養い、讖記、陰陽、凶緯、方伎之書を挾蔵し、又、沙門之徒、西戎の虚誕を仮にして、妖孽(凶悪の萌兆)を生致す。政化を壹齊にし、淳徳を天下に布く所以に非ざる也、王公より已下、庶人に至るまで、私かに沙門、師巫及金銀工巧の人を養い、其の家に在る有るは、皆な官曹に遣詣し、容匿を得ず。今年二月十五日を限りとし、期を過ぎて出ださざるは、師巫、沙門身、死、主人、門誅。明に相い宣告す、咸く聞き知ら使めん。)とある。更に、『資治通鑑』卷百二十四、宋紀六、文帝元嘉二十一年(四四四)には、「(嘉二十一年)戊申、魏主詔、『王、公以下至庶人、有私養沙門、巫覡於家者、(胡

三省注：男曰巫、女曰覡、覡、刑狄翻、皆遣詣官曹、過二月十五日不出、沙門、巫覡死、主人門誅。』(胡三省注：門誅者、闔門尽誅之。)(嘉二十一年)戊申、魏主、詔して、『王、公以下、庶人に至るまで、私かに沙門、巫覡を家に養う者有るは、(胡三省注：男は巫と曰い、女は覡と曰ふ、覡は、刑狄の翻)皆官曹に遣詣し、二月十五日を過ぎて出ださざるは、沙門、巫覡は死、主人は門誅。』(胡三省注：門誅は、闔門、尽ごとくこれを誅す。)とある。ここにある『魏書』釈老志には、

又詔曰、「彼沙門者、假西戎虚誕、妄生妖孽、非所以一齊政化、布淳徳於天下也。自王公已下、有私養沙門者、皆送官曹、不得容匿。限今年二月十五日、過期不出、沙門身死、容止者誅一門。」(また詔して曰はく、「彼の沙門は、西戎の虚誕を仮にして、妖孽を妄生し、政化を一齊にして、淳徳を天下に布く所以に非ざる也。王公より已下、私かに沙門を私養する者は、皆な官曹に送り、容匿を得ず。今年二月十五日を限りとして、期を過ぎて出ださざるは、沙門の身、死し、容止する者は一門を誅す。」と。)

とある。これは、『魏書』卷四下、世祖紀第四下では、

戊申、詔曰、愚民無識、信惑妖邪、私養師巫、挾蔵讖記、陰陽、凶緯、方伎之書、又沙門之徒、假西戎虚誕、生致妖孽。非所以壹齊政化、布淳徳於天下也。自王公已下至於庶人、有私養沙門、師巫及金銀工巧之人在其家者、皆遣詣官曹、不得容匿。限今年二月十五日、過期不出、師巫、沙門身死、主人門誅。明相宣告、咸使聞知。」(戊申、詔して曰わく、愚民、識無く、妖邪を信惑し、私かに師巫を養い、讖記、陰陽、凶緯、方伎之書を挾蔵し、又、沙門之徒、西戎の虚誕を仮にして、妖孽(凶悪の萌兆)を生致す。政化を壹齊にし、淳徳を天下に布く所以に非ざる也、王公より已下、庶人に至るまで、私かに沙門、師巫及金銀工巧の人を養い、其の家に在る有るは、皆な官曹に遣詣し、容匿を得ず。今年二月十五日を限りとし、期を過ぎて出ださざるは、師巫、沙門の身、死、主人、門誅。明に相い宣告す、咸く聞き知ら使めん。)

とある。このように、『魏書』釈老志には、『魏書』卷四下、世祖紀第四下にある、「愚民無識、信惑妖邪、私養師巫、

挾藏讖記、陰陽、凶緯、方伎之書、(愚民、識無く、妖邪を信惑し、私に師巫を養い、讖記、陰陽、凶緯、方伎之書を挾藏し)の部分が無い。これでは、『魏書』釈老志では第二回目の廢仏のことは知り得ても、凶讖禁絶については知り得ることが不可能である。

第三回目は、この第二回目の廢仏の二年後の太平真君七年(四四六)三月である。『魏書』釈老志に次のようにある。朕承天緒、屬當窮運之弊、欲除僞定眞、復義農之治。其一切盪除胡神、滅其蹤迹、庶無謝於風氏矣。自今以後、敢有事胡神及造形像泥人、銅人者、門誅。雖言胡神、問今胡人、共云無有。皆是前世漢人無賴子弟劉元眞、呂伯強之徒、接乞胡之誕言、用老莊之虛假、附而益之、皆非眞實。至使王法廢而不行、蓋大姦之魁也。有非常之人、然後能行非常之事。非朕孰能去此歷代之僞物。有司宣告征鎮諸軍、刺史、諸有佛圖形像及胡經、盡皆擊破焚燒、沙門無少長悉坑之。(朕、天緒を承け、しばしば窮運の弊に當り、僞を除き眞を定め、義、農の治に復さんと欲す。其れ一切、胡神を盪除し、其の蹤迹を滅するは、庶ひねがはくは、風氏に謝すなからん。今より以後、敢て胡神に事へ、及び、形像を造る、泥の人、銅の人有る者、門誅。胡神と言ふと雖ども、今の胡人に問ふに、共に有る無きを云う。皆な、是れ前世の漢人無賴の子弟、劉元眞、呂伯強の徒、乞う胡の誕言に接して、老莊の虚仮を用ひて、付してこれを益す。皆な眞實に非ず。王法をして廢して行なわざら使むるに至る。蓋し、大姦の魁なり。非常の人有りて、然る後に能く非常の事を行う。朕に非ず、孰か能く此の歴代の僞物を去らんか。有司に、征鎮の諸軍、刺史に、諸の仏図、形像、及び胡經有るは、尽く皆な擊破し焚燒し、沙門、少長無く、悉く之を坑にせんと宣告す。)

とある。これは、『魏書』卷四下、世祖紀第四下には、太平真君七年に、「三月、詔諸州坑沙門、毀諸仏像。徙長安城工巧二千家於京師。車駕旋軫、幸洛水、分軍誅李閏叛羌。」(三月、詔して、諸州、沙門を坑して、諸の仏像を毀つ。長安城の工巧、二千家を京師(平城(大同))に徙す。車駕、軫に旋し、洛水に幸き、軍を分ちて、李閏を誅し、羌に叛す。)とある。更に、『高僧伝』卷十曇始伝(大正五十・三九二中)には、「燾既惑其言、以偽太平七年、遂毀滅仏

法。分遣軍兵燒掠寺舍、統内僧尼悉令罷道。其有竄逸者、皆遣人追捕、得必梟斬。一境之内無復沙門。」(燾、既に其の言に惑い、偽を以つて、太平七年、遂に仏法を毀滅す。軍兵を分遣して寺舍を燒掠し、統内の僧尼、悉く罷道を令す。其れ竄逸する者有るは、皆な人を遣わし、追捕して、必ず梟斬を得。一境の内に沙門に復する無し。)とある。<sup>9)</sup>このように、第三回目の廢仏について、『魏書』積老志の記述は、『魏書』卷四下、世祖紀第四下の太平真君七年と、『高僧伝』卷十曇始伝(大正五十・三九二中)と内容的に齟齬するものはない。

以上のことから、第一回目の廢仏と第二回目、第三回目の廢仏とは、その廢仏の行われた理由が異なると考えられる。つまり、第一回目の廢仏は、『資治通鑑』卷百二十三、宋紀五、文帝元嘉十五年(一)元嘉十五年)三月、癸未、魏主詔罷沙門年五十以下者。(胡三省注：以其強壯、罷使為民、以從征役)(元嘉十五年)三月、癸未、魏主、詔して、沙門の年、五十以下者を罷す。(胡三省注：其の強壯を以つて、罷して、民と為さしめ、以つて征役に従わす。))とあるように、沙門の増加を抑える為に五十歳以下の沙門を還俗させて征役に就かせたものである。第二回目と第三回目の廢仏は、北魏社会からの仏教の抹殺を指している。更に、第二回目と第三回目の廢仏の關係について述べると、次のようになる。蓋吳は四四六年(太平真君七)八月に亡くなっている。それに第二回目の廢仏と凶讖禁絶の前に太武帝は長安の一寺院が蓋吳と通謀しているとしている。また、第二回目の廢仏のわずかに二年後に第三回目の廢仏が行われた。このように、蓋吳と第二回目の廢仏と第三回目の廢仏とは関連があるのである。<sup>10)</sup>

### 三 『魏書』積老志における崔浩、寇謙之、太武帝

次に、崔浩、寇謙之、太武帝、については、『魏書』積老志では、北魏の廢仏についてどのように述べているのかを明確にしてみたい。

a、崔浩

『魏書』 積老志に次のようにある。

始謙之與浩同從車駕。苦與踏諍、浩不肯、謂浩曰、「卿今促年受戮、滅門戶矣。」後四年、浩誅、備五刑、時年七十。浩既誅死、帝頗悔之。業已行、難中修復。恭宗潛欲興之、未敢言也。佛淪廢終帝世、積七八年。(始め、謙之、浩と同じく車駕に従ふ。苦しみて踏諍に与かる。浩、肯ぜず。浩に謂ひて曰はく、「卿、今、促年にして戮を受け、門戸を滅せん。」後、四年、浩、誅され、五刑を備ふ、時、年、七十。浩、既に誅死し、帝、頗るこれを悔やむ。業、已に行こなはれ、修復に中るを難しとす。恭宗、潜かにこれを興さんと欲すれども、未だ敢へて言はざるなり。仏の淪廢の終は、帝の世、積むこと七八年。)

とある。崔浩一族が誅滅されたのは太平真君十一年、四五〇年、崔浩七十歳、太武帝四十三歳、寇謙之の死後二年という年であつた。世祖の崩御は正平二年、四五二年、崔浩死後二年、寇謙之の死後四年という年であつた。ここに、浩既誅死、帝頗悔之。業已行、難中修復。(浩、既に誅死し、帝、頗るこれを悔やむ。業、已に行こなはれ、修復に中るを難しとす。)

とある。仏教を内包した寇謙之の道教を信行していた太武帝は、廢仏のことを後悔するのは当然のことである。更にここでは、蓋呉が太平真君七年秋七月、四四六年に既に亡くなつており、太武帝は凶讖による蓋呉の反乱をおそれるその必要性もなくなつており、崔浩が誅死後にこのような感慨を持つたことは納得ができる。

崔浩が廢仏の中心人物であるという説は何故いけないのかと言へば、太武帝の志、しようとしていたこと、仏教に對する考え方、太武帝の寇謙之の新天師道に對する信仰の様相、等を総合して考察した時に、崔浩が廢仏の中心人物であるという説ではこれ等が合理的に理論的に説明することができないことによる。このように、崔浩が廢仏の中心人物であるとは言えないと考えるのである。つまり、崔浩の存在は太武帝が廢仏をするのに、一つのバックボーンとは成り得ても、これが全てではないのである。



b、寇謙之

『魏書』 枳老志に次のようにある。

世祖將討赫連昌、太尉長孫嵩難之、世祖乃問幽徵於謙之。謙之對曰、「必克。陛下神武應期經下治、當以兵定九州、後文先武、以成太平眞君。」眞君三年、謙之奏曰、「今陛下以眞君御世、建靜輪天宮之法、開古以來、未之有也。應登受符書、以彰聖德。」世祖從之。於是親至道壇、受符錄。備法駕、旗幟盡青、以從道家之色也。自後諸帝、每即位皆如之。(世祖、將に赫連昌を討たんとし、太尉の長孫嵩、之を難とし、世祖は乃ち幽徵を謙之に問ふ。謙之、對へて曰はく、「必ず克つ。陛下、神武、期に應じて、經、下して、治まる。當に兵を以つて九州に定め、文を後にして武を先にし、以つて太平眞君を成す。）」と。眞君三年、謙之、奏して曰はく、「今、陛下、眞君を以つて世を御し、靜輪天宮の法を建て、開古以來、未だこれ有らざるなり。まさに登りて符書を受け、以つて聖德を彰らかにせんとすべし。」と。世祖、これに従ふ。是に於いて親しく道壇に至り、符錄受く。法駕を備へ、旗幟は尽く青。以つて道家の色に従ふ。後の諸帝より、毎に即位は、皆この如し。<sup>15)</sup>

とある。このように太武帝は寇謙之の道教の道教君主として信行していたのである。

また、『魏書』 枳老志に次のようにある。

始謙之與浩同從車駕、苦與踏諍、浩不肯。(始め、謙之、浩と同じく車駕に従ふ。「謙之は廢仏はいけないとし<sup>16)</sup>て」) 苦しみて踏諍に与かる。浩、肯ぜず。)

とあり、更に、『魏書』 枳老志に次のようにある。

佛者、昔於西胡得道、在三十二天、爲延眞宮主。(仏は、昔、西胡に道を得、三十二天に在り、延眞宮主と爲る。<sup>15)</sup>) である。このように寇謙之の道教は仏教を内包したものであり、寇謙之は太武帝の廢仏に賛成していなかったのである。

c、太武帝

『魏書』 枳老志に次のようにある。

『魏書』 枳老志における北魏の廢仏について

世祖即位、富於春秋。既而銳志武功、每以平定禍亂爲先。雖歸宗佛法、敬重沙門、而未存覽經教、深求緣報之意。及得寇謙之道、帝以清淨無爲、有仙化之證、遂信行其術（世祖、即位して、春秋の富む。既に志を武功に鋭くして、毎に禍亂を平定するを以つて先と爲す。仏法に帰宗し、沙門を敬重すと雖も、未だ經教を覽、深く縁報の意を求むるに存せず。寇謙之の道を得るに及び、帝、清淨無爲を以つて、仙化之證あり、遂に其の術を信行す。⑩）

とある。太武帝は武功が第一であり、仏教を尊びはしたが、その教えに通暁していた訳ではない。しかし、寇謙之の道教は実証があるとして、信行していた。それに、寇謙之の道教は仏教を内包した道教でもある。『魏書』釈老志に次のようにある。

佛者、昔於西胡得道、在三十二天、爲延眞宮主。（仏は、昔、西胡に道を得、三十二天に在り、延眞宮主と爲る。⑪）とある。従つて、太武帝の道教信仰からすれば、

帝既忿沙門非法、浩時從行、因進其說。詔誅長安沙門、焚破佛像、敕留臺下四方令、令一依長安行事。（帝、既に沙門の非法を忿り、浩、時に從行して、因りて其の說を進む。詔して長安の沙門を誅し、佛像を焚破し、留臺に勅して、四方に下し、一っぱら長安の行事に依ら令む。⑫）

のように、長安の沙門だけでなく、四方に長安と同様に廢仏の事を行わしめたというのは理解ができないのである。長安の一寺院を「帝は怒つて」・「帝はすでに沙門の非法をおこつて」廢滅したというのは理解ができるのではあるが、北魏全土に廢仏令を出したというのは太武帝の寇謙之への道教信仰からすれば、理解できないことである。

それから、先にも指摘したが、『魏書』釈老志の太武帝の詔に次のようにある。

又詔曰、「彼沙門者、假西戎虛誕、妄生妖孽、非所以一齊政化、布淳德於天下也。自王公已下、有私養沙門者、皆送官曹、不得隱匿。限今年二月十五日、過期不出、沙門身死、容止者誅一門。」（また詔して曰はく、「彼の沙門は、西戎の虚誕を仮にして、妖孽を妄生し、政化を一斉にして、淳徳を天下に布く所以に非ざる也。王公より已下、私に沙門を私養する者は、皆な官曹に送り、容匿を得ず。今年二月十五日を限りとして、期を過ぎて出だ

さざるは、沙門の身、死し、容止する者は一門を誅す。」と。<sup>(19)</sup>

とある。『魏書』世祖紀には、「讖記陰陽凶緯方伎之書」の禁絶についての記述があるが、この『魏書』積老志の記述には「讖記陰陽凶緯方伎之書」の禁圧のことが記されていない。筆者の説からすれば、北魏の廢仏は、凶讖禁絶が「主」で廢仏が「従」、の関係の上に廢仏が行われたのであると考えるので、『魏書』積老志の記述だけでは北魏廢仏の実態は見えてこないということになる。

#### 四 塚本説と筆者の説の相違について

塚本善隆先生の訳注された『魏書』積老志の資料を中心に考えれば、塚本先生の結論である「崔浩が廢仏の中心人物である」を肯定することは可能であるとは考えている。何故ならば、塚本善隆著『魏書積老志の研究 第二 訳註篇』（塚本善隆著作集第一巻 大東出版社 一九七四年〈昭和四十九〉）の一八六頁に、

時に司徒崔浩が博学多聞であつたので、帝ともいうたびに、しばしば仏教に非毀を加え、つねづね仏教は虚誕であり、世の費（国家経済）の害をなすものであることを申し上げた。帝は彼の弁論のひろさにみせられて、頗る彼の言を信するようになった。……時しも崔浩は帝に随従しており、「この機を逸せず」自説（仏教廢滅）を進言した。「よつて」詔して長安の沙門を誅し仏像を焚きこぼつた。留台（太子晃）に勅して四方に命令を下して、長安と同様に廢仏の事を行わしめたのである。<sup>(20)</sup>

とある。このように、北魏の廢仏は崔浩の意見を太武帝が取り入れて廢仏が行われたように記されている。そこで、塚本先生は「崔浩が廢仏の中心人物である」としたのである。

しかし、太武帝は、同書の三二六頁に、

『魏書』積老志における北魏の廢仏について

世祖が〔夏王〕赫連昌（在位四二五—四二八）を討とうとした。太尉の長孫嵩（三七八—四三七）は之を難しいとした。世祖はそこで「この討伐についての天神の」おくぶかいおぼしめしのほどを謙之に問うた。謙之がこたえていった。「必ずかちましよう。陛下は神武もて期に応じ、天神の示された正しい經典もて天下を治められるのであります。当に兵をもつて九州に定め、文を後にして武を先にして、太平真君となりたもうべきです」と。〔太平〕真君三年（四四二）謙之が奏していった。「今、陛下は真君とおなりになって世を統御せられ、静輪天宮の法を建てられました。開古以来、未だないことであります。まさに〔道壇に〕登つて符書をうけて、もつて聖徳を彰されべきであります」と。世祖はこれに従った。ここに於いて親しく道壇に至り、符録（籙）をうけた。行幸の儀をととのえ、旗幟はことごとく青色を用いた。道家の色に従ったのである。これから後の諸帝は、即位するごとに、皆かくの如く〔道壇に行幸して符録（籙）を〕うけた。<sup>21</sup>

とある。このように太武帝は寇謙之の道教の道教君主として信行していたのである。

更に、本拙稿の「三『魏書』積老志における崔浩、寇謙之、太武帝」の「c、太武帝」のところ、既に触れたことではあるが、同書の一八六頁に、

世祖（太武皇帝、四〇八—四五二）は即位（四二三）したが、年が若かったので、武功を立てることに心をほげましつとめ、いつも禍乱を平定することを第一とした。仏法をたつとび沙門をうやまうことはしたが、まだ仏教の經典をよみ、深く因縁応報の教によつてよい果報を求める意まではなかった。〔道士の〕寇謙之の道教を知るに及んでからは、帝は道教の清浄無為の教には、神仙となり羽化することのできる実証があると考へて、遂にその術を信じ行ふようになった。<sup>22</sup>

とあり、更に、同書の三三〇頁に、

仏は寇謙之の道教の三十六天中の三十二天の延真宮主である。<sup>23</sup>  
とある。それに、

帝はすでに沙門の非法をおこっていた。時しも崔浩は帝に随従しており、「この機を逸せず」自説（仏教廢滅）を進言した。「よって」詔して長安の沙門を誅し仏像を焚きこぼった。留台（太子晃）に勅して四方に命令を下して、長安と同様に廢仏の事を行わしめたのである。

とある。このことは次のように考えられる。太武帝は寇謙之の仏教を内包した新天師道を信仰しており、完膚なき廢仏は寇謙之の新天師道への信仰を否定することになる。つまり、長安のある一寺院の廢滅は理解することができても、北魏全土の廢仏は全く理解ができない。

従って、筆者は塚本先生の「崔浩が廢仏の中心人物である」とはしない。崔浩は太武帝の廢仏の助力とは成り得ても、太武帝の寇謙之への道教信仰からすれば「崔浩が廢仏」を太武帝に進言すれば進言するほど、太武帝は崔浩を退けようとする方向に気持ちが傾くのである。そのような関係があるにもかかわらず、廢仏が行われたのは崔浩の進言以外にどうしても廢仏をしなければならない、長安の一寺院を「帝は怒って」・「帝はすでに沙門の非法をおこって」廢滅しただけではすまされず、長安の沙門だけでなく、四方に長安と同様に廢仏の事を行わしめなければならない、北魏全土に廢仏令を出さなければならない理由が太武帝にはあつたのであると筆者は考える。

## 五 結

『魏書』積老志を「仏教史の史料として」取り扱い、そこで北魏の廢仏について論じれば、塚本先生のように「崔浩が廢仏の中心人物である」との結論になることは肯定できる。しかし、『魏書』積老志だけではなくて、太武帝、崔浩、寇謙之に関する資料をもとにその思想を明確にしながら北魏の廢仏について考察を重ねて、総合的に北魏の廢仏についての考察をすると、塚本先生の説は否定されなければならない。何故ならば、次のようであるからである。

崔浩は太武帝の廢仏の助力とは成り得ても、太武帝の寇謙之への道教信仰からすれば「崔浩が廢仏」を太武帝に進言すれば進言するほど、太武帝は崔浩を退けようとする方向に気持ち傾く。このような関係があるにもかかわらずに、廢仏が行われたのは崔浩の進言以外にどうしても廢仏をしなければならぬ、長安の一寺院を「帝は怒って」・「帝はすでに沙門の非法をおこつて」廢滅しただけではすまされぬ、長安の沙門だけでなく、四方に長安と同様に廢仏の事を行わなければならない、北魏全土に廢仏令を下さなければならない理由が太武帝にはあったのである。つまり、「廢仏の中心人物は太武帝」である。従つて、塚本先生のように「崔浩が廢仏の中心人物である」とは言えない。先の拙論に「北魏廢仏の説について——蓋呉と凶讖と僧侶の関係——」（『小此木輝之先生古稀記念論文集 歴史と文化』青史出版 二〇一六年〈平成二十八〉）がある。このように、北魏の廢仏は、凶讖禁絶が「主」で廢仏が「従」、の関係の上に廢仏が行われたのである。<sup>(2)</sup>

それから、ここに、今回、特筆しておかなければならないことは、『魏書』世祖紀には、「讖記陰陽凶緯方伎之書」の禁絶についての記述があるが、『魏書』積老志の記述には、「讖記陰陽凶緯方伎之書」について記されていないことである。筆者の説からすれば、北魏の廢仏は、凶讖禁絶が「主」で廢仏が「従」、の関係の上に廢仏が行われたので、つまり、「讖記陰陽凶緯方伎之書」の禁絶についての記述のない『魏書』積老志だけでは、北魏廢仏の実態は見えてこない、と言う実状が存在することになることをここに指摘しておく。

## 註

- (1)「北魏の凶讖禁絶——特に太武帝時について——」（『大正大学研究紀要』第九十二号 二〇〇七年〈平成十九〉）・「北魏法難の実態解明について」（『大正大学研究紀要』第九十四輯 二〇〇九年〈平成二十一〉）・「中国に於ける北魏法難の研究について」（『大正大学研究紀要』第九十五輯 二〇一〇年〈平成二十二〉）・「日本に於ける北魏法難の研究について——先考研究について——」（『宇高良哲先生古稀記念論文集「歴史と仏教」』（文化書院）

- 二〇一二年〈平成二十四〉・「寇謙之研究の一側面」(『川勝守・賢亮博士古稀記念東洋学論集』(汲古書院) 二〇一三年〈平成二十五〉)・「北魏廢仏の説について——蓋呉と閻讖と僧侶の關係——」(『小此木輝之先生古稀記念論文集 歴史と文化』 青史出版 二〇一六年〈平成二十八〉)・「太平真君五年正月以前の蓋呉の反乱について」(『大正大学研究紀要』第一〇三号 二〇一七年〈平成二十九〉)等、参照。
- (2) 塚本善隆「北魏太武帝の廢仏毀釈」(『支那仏教史学』一—四 一九七三年〈昭和十二〉) 四〇頁参照。
- (3) 「日本に於ける北魏法難の研究について——先考研究について——」(『宇高良哲先生古稀記念論文集「歴史と仏教」(文化書院) 二〇一二年〈平成二十四〉)・並びに、註(1)の諸拙稿、参照。
- (4) 註(2)、並びに、註(1)の諸拙稿、参照。
- (5) 塚本善隆著『魏書釈老志の研究 第二 訳註篇』(塚本善隆著作集第一卷 大東出版社 一九七四年〈昭和四十九〉)の一七七頁に、「太延中(四三五—四三九)に涼州が平げられ、その国人が京邑(大同)にうつされた。沙門や仏教の色々な事物も皆ともに東したので、仏像仏典はいよいよ増加した。尋いで沙門が多いので、詔して年五十以下のものを罷めて還俗させた。」とある。
- (6) 塚本善隆著『魏書釈老志の研究 第二 訳註篇』(塚本善隆著作集第一卷 大東出版社 一九七四年〈昭和四十九〉)の一八七頁に、「世祖(太武帝熹、四〇八—四五二)は即位(四二三)したが、年が若かったので、武功を立てることに心をはげましつとめ、いつも禍乱を平定することを第一とした。仏法をたつとび沙門をうやまうことはしたが、まだ仏教の經典をよみ、深く因縁応報の教によってよい果報を求める意まではなかった。〔道士の〕寇謙之の道教を知るに及んでからは、帝は道教の清淨無為の教には、神仙となり羽化することのできる実証があると考えて、遂にその術を信じ行うようになった。時に司徒崔浩が博学多聞であったので、帝ともいうたびに、しばしば仏教に非毀を加え、つねづね仏教は虚誕であり、世の費(国家経済)の害をなすものであることを申し上げた。帝は彼の弁論のひろさにみせられて、頗る彼の言を信ずるようになった。たまたま、蓋呉が

杏城（陝西）で反乱をおこしたので、関中の地方はさわがしく不穏となった。帝はそこで西の方に討伐に向って長安にいたった。これより先、長安の沙門たちは麦を寺内に種えていた。帝の馬丁たちがこの麦畑の中で馬を牧養していた。帝が寺に入つて馬を観ると、沙門は「帝の」従官たちに酒を飲まして接待した。この従官が僧たちの私室に入つて弓矢矛盾などの武器が大量に蔵せられているのを見て、帝にその由を申し上げた。帝は怒つて、これらの武器は沙門の平常用うるものでない、まさにおそらくは蓋呉と通謀して、世人を害することをはからんとするものであるとした。そこで役人に命じて一寺をしらべ責め、その財産を検閲したところ、大量の醸酒具や州郡の地方長官や富豪の寄託した隠匿物資がみつけ出され、「しかもそれが」万をもつて数えるほどもあった。また密室がつくつてあつて、貴族の女子とひそかに淫乱の行為をやつていた。帝はすでに沙門の非法をおこつていた。時しも崔浩は帝に随従しており、「この機を逸せず」自説（仏教廢滅）を進言した。「よつて」詔して「……これは塚本先生の言葉」長安の沙門を誅し仏像を焚きこぼつた。留台（太子晃）に勅して四方に命令を下して、長安と同様に廢仏の事を行わしめたのである。また詔して「沙門なるものは西戎の虚誕を仮つて、妄りに妖孽（不祥のこと）を生じるもので、政化をひとしくして「天子の」淳徳（あつめぐみ）を天下に布くゆえんのものではない。王公を初めとしそれ以下のものでは、ひそかに「その家で」沙門を養つている者は、すべて官曹に送りとどけよ。隠匿するものを、沙門は死罪とし、容止している者は一族を誅する。」とある。

(7) 塚本善隆著『魏書釈老志の研究 第二 訳註篇』（塚本善隆著作集第一巻 大東出版社 一九七四年）昭和四十九）の一八八頁に、「また詔して「沙門なるものは西戎の虚誕を仮つて、妄りに妖孽（不祥のこと）を生じるもので、政化をひとしくして「天子の」淳徳（あつめぐみ）を天下に布くゆえんのものではない。王公を初めとしそれ以下のものでは、ひそかに「その家で」沙門を養つている者は、すべて官曹に送りとどけよ。隠匿することを許さない。今年二月十五日を期限として、その時期を過ぎて送り出さないものは、沙門は死罪とし、



容止している者は一族を誅する。」とある。

- (8) 塚本善隆著『魏書釈老志の研究 第二 訳註篇』（塚本善隆著作集第一巻 大東出版社 一九七四年（昭和四十九））の一九三頁に、「朕は天緒を承けたが、たまたま窮運の弊時に当たっているので、偽（仏教）を除き真を定めて、「古の」伏羲神農の治に復したいと思う。いま、すべての胡神（仏）を盪除し、その蹤迹を滅ぼしてしまつたならば、「中国の最古の聖帝」風氏（伏羲の姓）にも申しわけができるというものである。今から以後、あえて胡神に事えるもの、及び泥や銅の仏像を造るものは一門を誅する。胡神というけれども、今の胡人問うに何れもあることなしといつてゐる。皆是れ前代の漢人無頼の子弟である劉元真や呂伯彊の徒が、乞食の胡人（仏若しくは西域僧）のほらつぱちをうけついで、老荘の虚仮の説をもつて附会し増益したものである。まつたく真実ではない。王者の法をして廃して行わざるに至らしめた。蓋し大姦物の首魁である。非常の人あつて然る後に非常の事を行い得るものである。朕に非ずして、たれかよくこの歴代の偽物（仏教）を除去し得ようや。有司は征鎮諸軍や諸州の刺史に、あらゆる寺も仏像も及び胡経（仏典）も尽く皆たたきつぶし焼いてしまひ、沙門は年齢の少長をとわず悉くこれを坑殺してしまえと宣告せよ、と。」とある。
- (9) 第三回目の廢仏についての『資治通鑑』巻百二十四、宋紀六、文帝元嘉二十三年（四四六）の記述は、林旅芝著『鮮卑史』（波文書局 一九七三年 第二十五章 拓跋鮮卑之宗教）第二節 佛教 三七五頁）の林旅芝の見解と同様である。しかし、これは成立し得ない。何故ならば、『魏書』釈老志によれば蓋呉の反乱は太平真君七年（四四四）正月以前にあり、この記述の後に続けて太平真君七年（四四六）に關しての記述が『魏書』釈老志にある。従つて、『魏書』釈老志によれば、『資治通鑑』の太平真君七年（四四六）の記述と林旅芝の太平真君七年（四四六）の記述は成立し得ない。本拙考、「第二章 研究史の紹介と課題 第二節 中国における説 第三項 中国における資料（三）……呂宗力の見解」参照。
- (10) 「北魏廢仏の説について——蓋呉と凶讖と僧侶の關係——」（『小此木輝之先生古稀記念論文集 歴史と文化』

青史出版 二〇一六年（平成二十八）参照。

- (11) 塚本善隆著『魏書釈老志の研究 第二 訳註篇』（塚本善隆著作集第一巻 大東出版社 一九七四年（昭和四十九）の一九七頁に、「始め寇謙之は崔浩といっしよに世祖のみ車に随行していた。〔謙之は廢仏はいけなないとして〕、いろいろと崔浩と論争したが、崔浩は承知しなかつた。謙之は崔浩につげて曰つた。あなたは今に壽命をちぢめて刑戮をうけ、一門を滅ぼしますよと。後四年たつて、崔浩は一門が殺されるという極刑に処せられた。時に年七十であつた。崔浩が誅死してから、世祖はよほど廢仏のことを後悔したが、すでに事が実行せられていて、途中で仏教の修復へかえることはむづかしかつた。〔太子の〕恭宗も心ひそかに仏教を再興したいと思つていたが、未だ敢ていうにはいたらなかつた。仏教の淪廢せられるには、世祖の世を終るまで七・八年間をかさねた。」とある。
- (12) 本拙稿「四 塚本説と筆者の説の相違について」参照。
- (13) 塚本善隆著『魏書釈老志の研究 第二 訳註篇』（塚本善隆著作集第一巻 大東出版社 一九七四年（昭和四十九）の三二六頁に、「世祖が〔夏王〕赫連昌（在位四二五―四二八）を討とうとした。太尉の長孫嵩（三七八―四三七）は之を難しいとした。世祖はそこで「この討伐についての天神の」おくぶかいおぼしめしのほどを謙之に問うた。謙之がこたえていつた。「必ずかちましよう。陛下は神武もて期に応じ、天神の示された正しい經典もて天下を治められるのであります。当に兵をもつて九州に定め、文を後にして武を先にして、太平真君となりたもうべきです」と。〔太平〕真君三年（四四二）謙之が奏していつた。「今、陛下は真君とおなりになつて世を統御せられ、静輪天宮の法を建てられました。開古以来、未だないことであります。まさに〔道壇に〕登つて符書をうけて、もつて聖徳を彰されべきであります」と。世祖はこれに従つた。ここに於いて親しく道壇に至り、符録（籙）をうけた。〔行幸の儀をととのえ、旗幟はことごとく青色を用いた。道家の色に従つたのである。これから後の諸帝は、即位するごとに、皆かくの如く〕道壇に行幸して符録（籙）を」うけた。」とある。
- (14) 塚本善隆著『魏書釈老志の研究 第二 訳註篇』（塚本善隆著作集第一巻 大東出版社 一九七四年（昭和

四十九)の一九七頁に、「始め寇謙之は崔浩といっしよに世祖のみ車に随行していた。「謙之は廢仏はいけな  
として」、いろいろと崔浩と論争したが、崔浩は承知しなかった。」とある。

(15) 塚本善隆著『魏書釈老志の研究 第二 訳註篇』(塚本善隆著作集第一卷 大東出版社 一九七四年)昭和  
四十九)の三二〇頁に、「仏は寇謙之の道教の三十六天中の三十二天の延真宮主である。」とある。

(16) 塚本善隆著『魏書釈老志の研究 第二 訳註篇』(塚本善隆著作集第一卷 大東出版社 一九七四年)昭和  
四十九)の一八六頁に、「世祖(太武帝燾、四〇八―四五二)は即位(四二三)したが、年が若かったので、  
武功を立てることに心をはげましつとめ、いつも禍乱を平定することを第一とした。仏法をたつとび沙門をうや  
まうことはしたが、まだ仏教の經典をよみ、深く因縁応報の教によつてよい果報を求める意まではなかった。「道  
士の」寇謙之の道教を知るに及んでからは、帝は道教の清淨無為の教には、神仙となり羽化することのできる実  
証があると考へて、遂にその術を信じ行ふようになった。」とある。

(17) 註(15)参照。

(18) 塚本善隆著『魏書釈老志の研究 第二 訳註篇』(塚本善隆著作集第一卷 大東出版社 一九七四年)昭和  
四十九)の一八八頁に、「帝はすでに沙門の非法をおこっていた。時しも崔浩は帝に随従しており、「この機を  
逸せず」自説(仏教廢滅)を進言した。「よつて」詔して長安の沙門を誅し仏像を焚きこぼった。留台(太子晃)  
に勅して四方に命令を下して、長安と同様に廢仏の事を行わしめたのである。」とある。

(19) 註(7)参照。

(20) 『魏書』釈老志に、「時司徒崔浩、博學多聞、帝每訪以大事。浩奉謙之道、尤不信佛、與帝言、數加非毀、常謂虛誕、  
爲世費害。帝以其辯博、頗信之。……浩時從行、因進其說。詔誅長安沙門、焚破佛像、敕留臺下四方令、令一依  
長安行事。」とある。

(21) 『魏書』釈老志に、「世祖將討赫連昌、太尉長孫嵩難之、世祖乃問幽微於謙之。謙之對曰：『必克。陛下神武應期經下治；

當以兵定九州；後文先武、以成太平眞君。」眞君三年、謙之奏曰：「今陛下以眞君御世、建靜輪天宮之法、開古以來、未之有也。應登受符書、以彰聖德。」世祖之。於是親至道壇、受符錄。備法駕、旗幟盡青、以從道家之色也。自後諸帝；每卽位皆如之。」とある。

(22) 『魏書』 釈老志に、「世祖卽位、富於春秋。既而銳志武功、每以平定禍亂爲先。雖歸宗佛法、敬重沙門、而未存覽經教、深求緣報之意。及得寇謙之道、帝以清淨無爲、有仙化之證、遂信行其術。」とある。

(23) 『魏書』 釈老志に、「佛者、昔於西胡得道、在三十二天、爲延眞宮主。」とある。

(24) 『魏書』 釈老志に、「帝既忿沙門非法、浩時從行、因進其說。詔誅長安沙門、焚破佛像、敕留臺下四方、令一依長安行事。」とある。

(25) 註(1)参照。